明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二）　二

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一七）　二

〔告　示〕

○保安林の指定をする件（**農林水産**三二九～三三三）　二

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**三三四～三四一）　三

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**三四二）　四

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**四一～四四）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一七、一八）　六

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**六七～七五）　七

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一五）　八

○道路に関する件（**同**一六、一七）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八

内閣　法務省　財務省　最高裁判所　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項

令和七年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団関係　九

裁判所　三九

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、能登創造的復興支援交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百二号」を「第二百三号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百三　能登創造的復興支援交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

省　令

○厚生労働省令第十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～百二十三　（略）	一～百二十三　（略）
百二十四　Ｎ・Ｎ－ジエチル－七－メチル－四－［三－（トリメチルシリル）プロパノイル］－四・六・六ａ・七・八・九－ヘキサヒドロインドロ［四・三－ｆｇ］キノリン－九－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
百二十五～百八十八　（略）	百二十四～百八十七　（略）
百八十九　五－ニトロ－二－（四－プロポキシベンジル）－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百九十～二百九十五　（略）	百八十八～二百九十三　（略）
二百九十六　Ｎ－メチル－Ｎ－プロピルトリプタミン及びその塩類	（新設）
二百九十七～三百四十八　（略）	二百九十四～三百四十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。